

社会福祉法人鵜足津福祉会定款

目次

第一章	総則
第二章	評議員
第三章	評議員会
第四章	役員及び会計監査人並びに職員
第五章	理事会
第六章	資産及び会計
第七章	公益を目的とする事業
第八章	収益を目的とする事業
第九章	解散
第十章	定款の変更
第十一章	公告の方法その他
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

- 1) 養護老人ホームの経営
- 2) 特別養護老人ホームの経営
- 3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営
- 4) 障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

- 1) 介護老人保健施設の経営
- 2) 老人介護支援センターの経営
- 3) 老人デイサービスセンターの経営
- 4) 老人短期入所事業の経営
- 5) 障害福祉サービス事業の経営
- 6) 一般相談支援事業の経営

- 7) 特定相談支援事業の経営
- 8) 障害児相談支援事業の経営
- 9) 地域活動支援センターの経営
- 10) 生計困難者に対する相談支援事業の経営
- 11) 障害児通所支援事業の経営
- 12) 老人居宅介護等事業の経営
- 13) 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人鶴足津福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁53番地11に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬等については、無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議

員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意

により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 理事及び監事の報酬等については、無報酬とする。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第二三条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金

1, 000, 000円也

(2) 建物

- 1) 香川県綾歌郡宇多津町字津^ノ郷 208 番地 3・169 番地 1・170 番地 1・209 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造瓦・陸屋根地下 1 階付 5 階建特別養護老人ホーム寿楽荘 延面積 3,910.61 平方メートル
- 2) 香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 425 番地 3・乙 425 番地 47・乙 425 番地 48・乙 425 番地 49・乙 425 番地 50・乙 425 番地 51
香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 443 番地 8・乙 443 番地 17・乙 443 番地 37・乙 443 番地 57・乙 443 番地 59
香川県三豊市高瀬町羽方字石佛 2818 番地 2
香川県三豊市高瀬町羽方字分ヶ谷 2921 番地 44
所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造スレートぶき渡廊下付 2 階建
障害者支援施設高瀬荘あおば
障害者支援施設高瀬荘そよかせ 延面積 4,582.38 平方メートル
- 3) 香川県三豊市高瀬町羽方字石佛 2818 番地 2
香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 443 番地 45
香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 425 番地 3・乙 425 番地 47
所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
指定障害福祉サービス事業所高瀬荘 延面積 441.55 平方メートル
- 4) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原 3528 番地 1 所在の鉄骨造鋼板葺 2 階建
指定障害福祉サービス事業所高瀬荘 延面積 638.66 平方メートル
- 5) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原 3528 番地 1・3598 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
指定障害福祉サービス事業所高瀬荘 延面積 1,070.77 平方メートル
- 6) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原 3598 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
グループホーム上高瀬（グループホーム 蘭）延面積 211.51 平方メートル
- 7) 香川県綾歌郡宇多津町字平山 2628 番地 731 所在の木造スレート葺平家建
グループホーム鵜足津（グループホーム宇多津）延面積 213.32 平方メートル
- 8) 香川県綾歌郡宇多津町字平山 2628 番地 731・2628 番地 726 所在の木造スレートぶき平家建
グループホーム鵜足津（グループホーム宇多津オリーブ）延面積 213.32

平方メートル

- 9) 香川県綾歌郡宇多津町字平山 2628 番地 726 所在の鉄骨造スレートぶき平家建
グループホーム鶴足津（ケアホーム宇多津）延面積 318.36 平方メートル
- 10) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字屋原 3598 番地 1 所在の鉄骨造スレートぶき平家建
グループホーム上高瀬（グループホーム桜）延面積 318.36 平方メートル
- 11) 香川県綾歌郡宇多津町字平山 2628 番地 718・2628 番地 724 所在の鉄骨造スレートぶき平家建
グループホーム鶴足津（ケアホーム宇多津オリーブ）延面積 318.36 平方メートル
- 12) 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁 53 番地 2・53 番地 3・53 番地 11 所在の鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 6 階建
介護老人保健施設ライトハートいきいき荘 延面積 3,957.43 平方メートル
- 13) 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁 53 番地 10・53 番地 9 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造コンクリート屋根地下 1 階付 11 階建
ケアハウスマイルドハート 21 延面積 4,786.77 平方メートル
- 14) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 443 番地 1・乙 443 番地 18
香川県三豊市高瀬町佐股字石仏甲 2340 番地・甲 2341 番地 1
香川県三豊市高瀬町羽方字石佛 2817 番地 1
所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 4 階建
障害者支援施設みとよ荘 延面積 4,417.97 平方メートル
- 15) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 443 番地 1・乙 443 番地 36
所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建
障害者支援施設みとよ荘 延面積 581.13 平方メートル
- 16) 香川県坂出市横津町三丁目 1173 番地 5・1174 番地 5 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 7 階建
ケアハウスマイルドハート坂出 延面積 2,097.03 平方メートル
- 17) 香川県丸亀市今津町字皿池 219 番地 2 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 7 階建
ケアハウスマイルドハート丸亀 延面積 5,000.7 平方メートル
- 18) 香川県丸亀市今津町字皿池 186 番地 1・219 番地 2 所在の

- 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
身体障害者デイサービスセンター丸亀 延面積 494.41 平方メートル
- 19) 香川県丸亀市今津町字皿池 186 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
地域交流ホーム今津の郷 延面積 386.57 平方メートル
- 20) 香川県丸亀市今津町字皿池 186 番地 1・219 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺 4 階建
特別養護老人ホーム今津荘 延面積 4172.28 平方メートル
- 21) 香川県仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原 4300 番地 22・4300 番地 9 所在の鉄骨造鋼板葺平家建
障害福祉サービス事業所かりん園 延面積 691.14 平方メートル
- 22) 香川県丸亀市川西町南字岸ノ上 207 番地 3 所在の鉄骨造鋼板ぶき 2 階建及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
障害者支援施設土器川タウン 延面積 5,026.42 平方メートル
- 23) 香川県綾歌郡宇多津町字平山 2628 番地 718 所在の鉄骨造ルーフィングぶき平家建
障害福祉サービス事業所エコランド鶴足津 延面積 485.28 平方メートル
- 24) 東京都杉並区高円寺北一丁目 637 番地 2・637 番地 15・東京都中野区中野四丁目 2 番地 147 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 6 階建
特別養護老人ホームマイルドハート高円寺
障害者支援施設マイルドハート高円寺
延面積 10,982.94 平方メートル
- 25) 香川県丸亀市川西町南字岸ノ上 207 番地 3 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 4 階建
養護老人ホーム土器川荘 延面積 2,925.23 平方メートル
- 26) 東京都杉並区西荻北一丁目 66 番地 4・67 番地 8 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
都市型軽費老人ホームマイルドハート西荻
高齢者ショートステイマイルドハート西荻
延面積 1,261.03 平方メートル
- 27) 香川県坂出市久米町一丁目 518 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建
障害福祉サービス事業所さかいで 延面積 1,025.75 平方メートル
- 28) 香川県高松市林町字新町 2217 番地 7 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建

障害福祉サービス事業所Uサポート高松

障害児通所支援事業所Uサポート高松

延面積 2,937.55 平方メートル

- 29) 香川県高松市木太町字夷村 3429 番地 3 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建

幼保連携型認定こども園みらい学園 延面積 739.13 平方メートル

- 30) 香川県高松市番町三丁目 14 番地 24、14 番地 5 所在の鉄骨造陸屋根 4 階建

地域密着型特別養護老人ホームマイルドハート番町 延面積 2,438.85 平方メートル

(3) 土地

- 1) 香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 4 2 5 番 3

地目 宅地 地積 3,983.00 平方メートル

- 2) 香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 4 2 5 番 4 7

地目 宅地 地積 86.23 平方メートル

- 3) 香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 4 2 5 番 4 8

地目 宅地 地積 11.72 平方メートル

- 4) 香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 4 2 5 番 4 9

地目 宅地 地積 2.67 平方メートル

- 5) 香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 4 2 5 番 5 0

地目 宅地 地積 18.31 平方メートル

- 6) 香川県三豊市高瀬町佐股字東長谷乙 4 2 5 番 5 1

地目 宅地 地積 295.02 平方メートル

- 7) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 4 4 3 番 8

地目 宅地 地積 316.50 平方メートル

- 8) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 4 4 3 番 1 7

地目 宅地 地積 1,221.97 平方メートル

- 9) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 4 4 3 番 3 7

地目 宅地 地積 47.15 平方メートル

- 10) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 4 4 3 番 3 8

地目 宅地 地積 11.49 平方メートル

- 11) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 4 4 3 番 4 5

地目 宅地 地積 167.68 平方メートル

- 12) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 4 4 3 番 5 7

地目 宅地 地積 98.04 平方メートル

- 13) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙 4 4 3 番 5 9

- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 177.97 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 14) 香川県三豊市高瀬町羽方字石佛2818番2
- | | | | | |
|--|----|----|----|-----------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 2,174.82 平方メートル |
|--|----|----|----|-----------------|
- 15) 香川県三豊市高瀬町羽方字分ヶ谷2921番44
- | | | | | |
|--|----|----|----|--------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 17.79 平方メートル |
|--|----|----|----|--------------|
- 16) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3528番1
- | | | | | |
|--|----|----|----|-----------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 3,788.38 平方メートル |
|--|----|----|----|-----------------|
- 17) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3598番1
- | | | | | |
|--|----|----|----|-----------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 5,769.87 平方メートル |
|--|----|----|----|-----------------|
- 18) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3515番1
- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 100.00 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 19) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3515番3
- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 200.00 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 20) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3515番4
- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 220.00 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 21) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3515番5
- | | | | | |
|--|----|----|----|--------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 70.00 平方メートル |
|--|----|----|----|--------------|
- 22) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3525番7
- | | | | | |
|--|----|----|----|-------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 2.47 平方メートル |
|--|----|----|----|-------------|
- 23) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3525番18
- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 156.28 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 24) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3525番19
- | | | | | |
|--|----|----|----|--------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 21.57 平方メートル |
|--|----|----|----|--------------|
- 25) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3604番3
- | | | | | |
|--|----|----|----|-------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 5.57 平方メートル |
|--|----|----|----|-------------|
- 26) 香川県三豊市高瀬町上高瀬字昼原3602番3
- | | | | | |
|--|----|----|----|--------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 22.94 平方メートル |
|--|----|----|----|--------------|
- 27) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙443番1
- | | | | | |
|--|----|----|----|-----------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 6,299.90 平方メートル |
|--|----|----|----|-----------------|
- 28) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙443番18
- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 936.30 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 29) 香川県三豊市高瀬町佐股字深谷乙443番36
- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 400.81 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 30) 香川県三豊市高瀬町佐股字石仏甲2340番
- | | | | | |
|--|----|----|----|---------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 147.00 平方メートル |
|--|----|----|----|---------------|
- 31) 香川県三豊市高瀬町佐股字石仏甲2341番1

- | | | | | |
|-----|----------------------------|-----|----|-----------------|
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 678.00 平方メートル |
| 32) | 香川県三豊市高瀬町羽方字石佛2817番1 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 110.18 平方メートル |
| 33) | 香川県坂出市横津町三丁目1172番1 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 36.36 平方メートル |
| 34) | 香川県坂出市横津町三丁目1173番5 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 535.53 平方メートル |
| 35) | 香川県坂出市横津町三丁目1174番5 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 558.67 平方メートル |
| 36) | 香川県坂出市横津町三丁目1172番5 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 22.29 平方メートル |
| 37) | 香川県丸亀市今津町字皿池219番2 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 3,454.96 平方メートル |
| 38) | 香川県丸亀市今津町字皿池186番1 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 4,247.90 平方メートル |
| 39) | 香川県仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原4300番9 | | | |
| | 地目 | 雑種地 | 地積 | 73 平方メートル |
| 40) | 香川県仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原4300番22 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 2,581.32 平方メートル |
| 41) | 香川県仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原4300番23 | | | |
| | 地目 | 雑種地 | 地積 | 33 平方メートル |
| 42) | 香川県丸亀市川西町南字岸ノ上甲207番3 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 9,433.31 平方メートル |
| 43) | 香川県丸亀市川西町南字岸ノ上甲208番5 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 6.23 平方メートル |
| 44) | 香川県綾歌郡宇多津町字平山2628番726 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 1,236.63 平方メートル |
| 45) | 香川県綾歌郡宇多津町字平山2628番731 | | | |
| | 地目 | 宅地 | 地積 | 2,606.01 平方メートル |
| 46) | 香川県綾歌郡宇多津町字平山2628番718 | | | |
| | 地目 | 雑種地 | 地積 | 9,469 平方メートル |
| 47) | 香川県綾歌郡宇多津町字平山2628番724 | | | |
| | 地目 | 雑種地 | 地積 | 5,680 平方メートル |
| 48) | 香川県綾歌郡宇多津町字平山2628番1059 | | | |
| | 地目 | 雑種地 | 地積 | 3,822 平方メートル |
| 49) | 東京都杉並区高円寺北一丁目637番2 | | | |

- | | | | |
|------------------------|----|----|-----------------|
| 地目 | 宅地 | 地積 | 2,751.42 平方メートル |
| 50) 東京都中野区中野四丁目2番147 | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 | 858.77 平方メートル |
| 51) 東京都中野区野方一丁目1652番1 | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 | 389.88 平方メートル |
| 52) 香川県坂出市久米町一丁目518番1 | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 | 1,524.89 平方メートル |
| 53) 香川県高松市林町字新町2217番7 | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 | 2,421.88 平方メートル |
| 54) 香川県高松市木太町字夷村3429番3 | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 | 1,096.79 平方メートル |
| 55) 香川県高松市番町三丁目14番5 | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 | 436.83 平方メートル |
| 56) 香川県高松市番町三丁目14番24 | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 | 955.24 平方メートル |

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業及び第三八条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、香川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、香川県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 特定施設入居者生活介護事業の経営
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (3) 介護員養成研修事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 太陽光発電事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三九条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第九章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、香川県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係る

ものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を香川県知事に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人鵜足津福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	小松 守	監 事	北濱宗治
理 事	宮本義雄	監 事	岸本 司
理 事	西本利雄		
理 事	小松清敏		
理 事	弾正原健三		
理 事	小松千恵美		
理 事	久米光治		

附則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成10年 7月 1日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成11年 11月 15日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成14年 2月 4日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成14年 5月 1日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成14年 6月 12日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成15年 5月 26日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成16年 1月 16日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成16年 5月 14日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成17年 3月 28日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成18年 4月 27日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成18年 8月 10日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成19年 2月 16日）から施行する。

この定款は、厚生労働大臣の認可の日（平成20年 1月 28日）から施行する。

この定款は、厚生労働大臣に届出の日（平成20年 2月 7日）から施行する。

この定款は、中国四国厚生局長の認可の日（平成 21 年 12 月 25 日）から施行する。

この定款は、中国四国厚生局長の認可の日（平成 22 年 12 月 1 日）から施行する。

この定款は、中国四国厚生局長の認可の日（平成 23 年 7 月 7 日）から施行する。

この定款は、中国四国厚生局長に届出の日（平成 23 年 9 月 12 日）から施行する。

この定款は、中国四国厚生局長の認可の日（平成 25 年 3 月 25 日）から施行する。

この定款は、中国四国厚生局長の認可の日（平成 26 年 9 月 8 日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 28 年 6 月 28 日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 28 年 11 月 15 日）から施行する。

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（平成 29 年 5 月 16 日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（令和 2 年 3 月 10 日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（令和 3 年 4 月 20 日）から施行する。

この定款は、令和 6 年 4 月 15 日 から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（令和 6 年 7 月 31 日）から施行する。

この定款は、香川県知事の認可の日（令和 7 年 7 月 28 日）から施行する。